

	①史跡斎宮跡保存管理計画書 (S55.3 策定)	②斎宮跡整備基本構想 (H8.3 策定)	史跡斎宮跡保存活用計画 R7.3 策定
計画の性格 位置づけ	斎宮跡を適切に保存管理するための「基本の考え方」と「施策」を示す	「史跡内に多くの住民の生活が共存する」という認識のもと史跡整備に関する長期的な方針を示す	✓ 第4章：①の総論にある「計画の性格」や「基本的な考え方」を踏襲しつつ、今後史跡斎宮跡が目指すべき将来像を大綱として設定。 ✓ 第5章・第7章：②の基本方針も踏まえて保存・整備の方向性を整理。
保存・管理 の考え方	「斎宮跡を適切に保存管理するための基本の考え方」が示されている。	「的確な学術的調査の進展を推進することを基本とし、遺構の保護を図り、歴史的遺産の継承を図るため適切な史跡の保存・管理を進めることが重要」と基本方針で明示。	✓ 第4章：①の基本的な考え方を踏襲。 ✓ 第5章第1節：②の基本方針も踏まえつつ、発掘調査や現状変更許可制度の現状と課題を整理。 ✓ 第5章第3節：保存の具体的な運用（公有化、現状変更許可等）を記載。
土地 利用区分	最も重要な部分として、土地利用区分、土地公有化、現状変更が位置づけられている。そのうち土地利用区分は、保存地区ごとの取扱いを含めた区分内容を示している。	整備のため「地域の特性に応じた整備のためのゾーン区分」を設定。土地利用区分そのものというより、整備ゾーンとしての区分に重点。	✓ 第5章第2節：「指定全体の土地利用区分」として各保存地区の取扱いを詳細に記載。 ✓ 第1章第1節：これまでの経過を整理し、最新の土地利用区分図と一覧表を資料編に掲載。 ✓ 第7章第4節：新たな活用像に即したゾーン区分を再設定し、②のゾーン区分の考え方を発展的に引継ぎ。
土地公有化	主要項目の一つとして、「土地公有化」に関する方針を明示。	土地公有化そのものへの直接言及は、提示文面には記載なし。ただし整備・ゾーン区分と関連。	✓ 第5章第3節：「本質的価値の保存方法」として土地公有化の方針を位置づけ、①の内容を継承。具体的には、実施主体や国・県補助を明記し、細かな運用方法を記載。
現状変更と 許可制度	現状変更を土地利用区分・土地公有化と並ぶ重要項目として位置づけ。具体的な規制・運用等を定めている。	基本方針で「基本構想に基づき、発掘調査及び史跡整備事業を具体化するとともに史跡現状変更にかかる許可基準を検討する」と明記。	✓ 第5章第1節：発掘調査による実態解明とあわせて現状変更許可制度の現状と課題を整理し、②の基本方針を踏襲。 ✓ 第5章第3節：「計画的発掘調査」と「緊急発掘調査」の取組姿勢を明記。併せて現状変更許可制度の規制内容や細かな運用を具体化。また、申請から完了までの一連の流れを示すフローチャートを掲載し、①で示された現状変更に関する考え方を、より実務的・具体的な手続に落とし込んでいる。

	①史跡齋宮跡保存管理計画書 (S55.3 策定)	②齋宮跡整備基本構想 (H8.3 策定)	史跡齋宮跡保存活用計画 R7.3 策定
活用の 基本方針	「齋宮跡の保存管理は、単に遺構を現状に保存するだけでなく、国民共有の文化遺産として積極的に活用する」という基本的な考え方を明記	活用についての直接の文言は、提示文面には記載なし。主として整備・ゾーン区分の方針を示す計画。	✓ 第6章第1節：これまでの計画における活用の位置づけ・現状・課題を整理しつつ、①の基本方針を明確に引継ぎ。 ✓ 第6章第4節：学術的価値の理解や齋王の日常・古代の暮らしを体験できるような活用の取組内容を提示。
活用の 具体像	基本的考え方として、「国民共有の文化遺産として積極的に活用する」との理念を提示	活用の具体像についての記述は無し。主眼は整備とゾーン区分。	✓ 第6章第1節：これまでの計画における活用の位置づけと現状・課題を整理したうえで、①の理念を引継ぎ。 ✓ 第6章第4節：「調査・研究で明らかになった学術的価値を学ぶこと」「齋王の日常や古代の暮らしを体験できること」など、今後の具体的な活用の取組を提示。
発掘調査の 位置づけ	「最重要部分は土地利用区分・土地公有化・現状変更」と明記	基本方針で「的確な学術的調査の進展を推進」「基本構想に基づき、発掘調査および史跡整備事業を具体化」と記載。さらに、地域の特性に応じた整備のためのゾーン区分の前提となる。	✓ 第5章第1節：「発掘調査による実態解明」を整理。 ✓ 第5章第3節：「計画的発掘調査」と「緊急発掘調査」の取組姿勢を明記。②の「学術的調査の進展」「発掘調査の具体化」という基本方針を踏襲。

①史跡齋宮跡保存管理計画書
（S55.3 策定）

②齋宮跡整備基本構想
（H8.3 策定）

史跡齋宮跡保存活用計画
R7.3 策定

史跡整備
基本方針

「齋宮跡を国民が親しみ、活用し得る史跡として整備する」という考え方が示されている。公有化対象地区については「今後の発掘調査の結果に基づき史跡公園として整備し、その活用を図る」としている。

基本方針として「史跡齋宮跡の整備は、史跡の特徴と現状をふまえ、単に齋宮の歴史にとどまらず、歴史的遺産への理解を広げるために整備を行う」「整備の方向性は、史跡と地域の生活環境との調和を図りつつ、地域のまちづくりに寄与する」と明示。

- ✓ 第7章：①の「親しみ・活用し得る史跡として整備」「公有化地区は発掘結果を踏まえ史跡公園として整備」という考えを踏襲。
- ✓ 第7章第2節：整備の基本方針
- ✓ 第7章第3節：整備の方向性を明示
- ✓ 第7章第4節：具体的な整備の取組を記載

整備ゾーン・
区分の考え方

公有化対象地区について「今後の発掘調査の結果に基づき史跡公園として整備し、その活用を図る」としており、事実上、公園整備と活用を前提とした区分の考え方を含む。

基本方針に基づき、「地域の特性に応じた整備のためのゾーン区分」を設定している。

- ✓ 第7章第4節：②の考え方を踏まえつつ、新たな保存活用計画が目指す活用に即したゾーン区分に再設定。そのうえで、これらゾーンごとに整備の取組を記載し、①での公園整備の考えと②でのゾーン区分の考えを統合・更新。

史跡整備と
地域生活、
まちづくりの
関係

「齋宮跡の保存と地域住民の生活との調和を図り、地域の振興に寄与する」と基本方針に明記。

「史跡内には多くの住民の生活が共存」との認識に立ち、基本方針として「史跡と地域の生活環境との調和を図りつつ、地域のまちづくりに寄与する」整備を目指す」と明記。

- ✓ 第7章：②の「生活環境との調和」「地域のまちづくりに寄与する」という考え方を踏襲。
- ✓ 第7章第2節：整備の基本方針に考え方を引継ぎ。
- ✓ 第7章第3節：整備の方向性を明示。
- ✓ 第7章第4節：これらの考え方に基づく具体的な整備の取組を記載することで、史跡整備がまちづくりに資することを明確化。